

< 条例変更のお知らせ >

変更日：平成30年4月1日

新料金表

(単位：円)

利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00
1階	大集会室	7,500	10,000	11,000	17,500	21,000	28,500
	中集会室	5,000	6,620	7,250	11,620	13,870	18,870
	小集会室	2,500	3,250	3,580	5,750	6,830	9,330
2階	調理実習室	3,370	4,500	4,890	7,870	9,390	12,760
	小運動室	3,770	5,020	5,020	8,790	10,040	13,810
	創作活動室	4,370	5,870	6,340	10,240	12,210	16,580
	教養娯楽室	2,250	3,000	3,500	5,250	6,500	8,750
3階	控え室 (1)	870	1,250	1,370	2,120	2,620	3,490
	控え室 (2)	750	1,000	1,120	1,750	2,120	2,870
	多目的	休日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500
	ホール	平日	12,000	16,000	18,000	26,000	40,000
4階	中集会室	5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800
	視聴覚室	4,370	5,870	6,500	10,240	12,370	16,740

備考

- 1 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをい、平日とは休日以外の日をいう。
- 2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が多目的ホール、控え室(1)及び控え室(2)以外の施設を使用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。
- 3 使用者が多目的ホール以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって使用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。
- 4 使用者が前2項に該当する場合の使用料は、基本料金の3倍の額とする。
- 5 多目的ホールにおいて冷暖房装置を使用する場合の使用料は、1時間につき1,400円を基本料金に加算した額とする。
- 6 使用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本料金の1.3倍の額
 - (2) 入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本料金の1.5倍の額
 - (3) 入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本料金の2倍の額
- 7 許可を受けた使用時間を延長して使用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、許可を受けていた使用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。
- 8 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。